

# 環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成 29 年 3 月 24 日  
環 境 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）に基づき、環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省、地方環境事務所、国民公園等管理事務所、生物多様性センター、環境調査研修所、国立水俣病総合研究センター、原子力規制庁の事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構、特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

## II. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、2020 年度中に実施される政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

## III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、環境省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。

また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。この目標は、原子力規制庁における、旧独立行政法人原子力安全基盤機構との統合（2014 年 3 月 1 日）及びその後の検査体制の強化に伴う自然増（2013 年度比約 11%増）から、LED 照明の導入

や働き方改革（残業時間縮減等）等による抜本的な省エネ強化により目指すものである。

この目標は、環境省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

環境省の船舶（那覇自然環境事務所、皇居外苑管理事務所）の使用に伴う排出及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。<sup>1</sup>

#### IV. 個別対策に関する目標

##### 1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の間目標として、公用車の40%以上を次世代自動車とすることに向けて努める。

##### 2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに15%以上削減することに向けて努める。

##### 3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努める。

##### 4. 用紙類の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

##### 5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに25%以上削減することに向けて努める。

##### 6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに1%

<sup>1</sup> 政府実行計画において、「政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行うとともに、温室効果ガスの総排出量以外の評価指標を設定し、取組の進捗状況を点検することとする。」とされている。

増の水準とすることに向けて努める。<sup>2</sup>

## 7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努める。

# V. 措置の内容

## 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」(平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、別紙1のとおり、環境省が管理する庁舎等において省エネルギー診断を実施する<sup>3</sup>。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」(平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、中央合同庁舎5号館におけるビルのエネルギー管理システム(BEMS)の活用等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎等のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎等のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法によるエネルギー消費の見える化を図る。また、環境省執務フロアに導入されている電力量計測システムのデータを活用し、環境省本省の削減目標の達成に向けて電気使用量を管理し、必要に応じて職員への節電のための取組の徹底を促すとともに、環境省本省での電力使用状況をホームページで公表する。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、新築・改修の際には、温室効

<sup>2</sup> 原子力規制庁における、旧独立行政法人原子力安全基盤機構との統合(2014年3月1日)及びその後の検査体制の強化に伴う自然増(2013年度比約19%増)から、2020年度までに1%増の水準とすることに向けて努めるもの。

<sup>3</sup> 「省エネルギー診断の実施について」においては、次の段取りにより省エネ診断を実施するとされている。  
(第1段階) 関係府省が、2017年9月末までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。(ただし、2012年度以降に診断済みの施設を除く)  
・ 霞が関中央官庁庁舎のすべて  
・ 50,000 m<sup>2</sup>以上の大規模な地方官庁庁舎のすべて  
(第2段階) 関係府省が、2018年度から2019年度までに、原則として以下の施設において省エネ診断を実施する。(ただし、2013年度以降に診断済みの施設を除く)  
・ 10,000 m<sup>2</sup>以上50,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁庁舎のすべて  
・ 10,000 m<sup>2</sup>未満の地方官庁庁舎から抽出された施設用途別の代表的な施設

果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等を選択する。

- ② 特に、木材に関しては、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日農林水産省、国土交通省告示第 3 号）に基づき取り組む。また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。

### **(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入**

政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、温室効果ガスの排出の少ない空調設備を導入する。

### **(4) 冷暖房の適正な温度管理**

- ① 庁舎等内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

### **(5) 再生可能エネルギー等の有効利用**

政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、再生可能エネルギー等の有効利用を行う。

### **(6) 太陽光発電の導入の整備方針**

旧環境省実施計画<sup>4</sup>では計画期間の 19 年度から 24 年度までに、(353kW から) 追加的に 30kW を目途として太陽光発電を導入する目標を掲げ、平成 19 年度から平成 26 年度までに 325kW を導入した。今後新設・改修する庁舎等については、太陽光発電の導入余地を確認の上、政府実行計画及び政府実行計画実施要領の整備方針に沿って太陽光発電を導入する。

### **(7) 水の有効利用**

- ① 節水トイレの設置を図る。
- ② その他、新築・改築時に、政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って水の有効利用を行う。

### **(8) その他**

- ① 環境省として新築・改修時に Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入を検討する。
- ② その他、政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、温室効果ガスの少ない施工の実施、建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施、施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入、新しい技術の率直的導入を行う。

---

<sup>4</sup>環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成 19 年 10 月 12 日環境省）

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

### (1) 次世代自動車の導入

公用車に占める次世代自動車の割合に係る 2020 年度目標（40%以上）の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ①更新時及び新たに公用車を導入する場合は、代替可能な次世代自動車がない場合を除き、次世代自動車を導入する。
- ②次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ③次世代自動車を導入できない場合も、同じ車種の中で最も燃費のよいものを導入する。

### (2) 自動車の効率的利用

環境省の公用車の燃料使用量は、地方環境事務所及び原子力規制庁での公用車使用の増加等により、2014 年度時点で既に 2013 年度比約 15%増となっている。これに伴い、公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度目標（2013 年度比 15%減）の達成のためには、公用車の次世代自動車化や燃費の良い同車種への切替えに加えて、公用車の使用を 2020 年度までに 2013 年度比で 1 割削減する必要がある。このため、以下の措置を講じる。<sup>5</sup>

#### ア 公用車等の効率的利用等

- ① 電話やメールで対応できる場合は外出を控える等、公用車の使用は最小限とする。
- ② テレビ会議を積極的に活用する。
- ③ 業務時の移動において、可能な限り、徒歩、自転車、及び鉄道・バス等公共交通機関の利用を推進する。本省においては、東京駅、羽田空港、成田空港には、原則として公共交通機関を利用する。
- ④ 公共交通機関が利用できず、やむを得ず公用車を使用する際には、複数の公用車が選択可能な場合は燃費のより良い車を選択する。  
また、複数の公用車を同時に使用する際には、運行距離の最も長いものに最も燃費の良い車を配車するなど、計画的な運行管理を推進する。
- ⑤ 公用車の利用に当たっては、事前の綿密なルート確認により運行ロスを避ける。
- ⑥ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。国会待機車のアイドリングストップも、運転手の健康保

<sup>5</sup>以下の公用車は対象外とする。

- ・警備上支障のある場合  
例：大臣車、副大臣車、大臣政務官車
- ・業務上支障のある場合  
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

護を図りつつ、実施に努める。

- ⑦ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。
- ⑧ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑨ 冷房が必要なときは車内を冷やしすぎないようにするとともに、暖房のみ必要なときはエアコンスイッチをOFFにする等、エアコンを適切に使用する。
- ⑩ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
- ⑪ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。また、職員がタクシーを利用する際には原則ハイブリッド車等のエコタクシーを利用することとする。タクシーの相乗りを励行する。
- ⑫ 来庁者、特に環境省が購入する物品を納入する者に対しては次世代自動車の優先利用、自動車の利用の抑制、効率化を呼びかける。
- ⑬ 地方環境事務所においては、特に長距離移動の際に可能な限り公共交通機関を利用し、公用車燃料の使用の削減を図る。

また、地方環境事務所において合理的に旅費が使用されることを前提に、地方環境事務所が原則として公共交通機関を利用できるよう省内への旅費の配分・執行を行い、それに応じて公用車燃料の購入予算については段階的削減を図る。

#### イ 公用車の台数の見直し

使用実態を踏まえ、必要に応じ公用車の共有化により台数見直しを行い、その削減を図る。

### (3) 自転車の活用

自転車の共同利用を一層推進する。このため、本省では、課室長以下の職員は、霞が関地域の移動では積極的に共用自転車の利用を図る。

### (4) 小売電気事業者との契約

庁舎等の使用電力購入に際して、環境配慮契約法基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を極力図る。

### (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

#### ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る2020年度目標（50%以上）の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎等の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。
- ② 既存照明の更新時には、以下のとおりとする。
  - ・設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
  - ・LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明へ

の交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものも含め、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

- ③ ①及び②のLED照明導入の際には、原則、器具一体型のLED照明で、外光（昼光）利用制御が可能な調光システムを導入する。
- ④ 既存照明の入替え時については、リース方式により契約を行うなど、費用の平準化を図る。なお、リース方式による場合にも、器具一体型のLED照明で、外光（昼光）利用制御が可能な調光システム付きの照明器具を採用する。
- ⑤ ②以外の既存照明については、2020年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

環境省としては、環境省本省全フロアLED化の早期実現を目指すとともに、別紙2のとおり2015年度時点で設置・更新後15年以上経過した照明を有する施設において2020年度までに当該照明のLED化に努めることとする。地方合同庁舎、自治体所有施設、民間ビルに入居している場合は、施設管理者にLED化を働きかけることとする。

#### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

- ①現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。
- ②LEDデスクライト蛍光灯の活用により天井照明の縮減を図る。
- ③機器を初期設定の段階から省エネルギーモードにすること等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### ウ 節水機器等の導入等

環境省のトイレの全ての蛇口には、引き続き節水コマを設置する。現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る2020年度目標（2013年度比10%減）の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 情報は可能な限りメール等で電子的に共有する。
- ② 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。

- ③ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料の削減を図る。
- ④ 外部の会議室を審議会等で利用する場合には、原則 Wi-Fi が利用できる場所を選択する。
- ⑤ 局内・地方環境事務所内等の会議又は事業者との打合せは、プロジェクターや携帯可能なパソコン等を利用し、原則ペーパーレスとすることに努める。また、審議会等においても必要な環境整備を行い、ペーパーレス化を図る。
- ⑥ 電子決裁の推進を図る。また、電子決裁時には決裁文書等は極力電子上で確認し、用紙の使用を抑制する。さらに、業務効率化のため、決裁者の最小人数化や軽微な案件に係る決裁手続きの廃止等、決裁の合理化を徹底する。
- ⑦ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等単位で把握管理し、削減を図る。
- ⑧ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ⑨ A四判化の徹底等、各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ⑩ 両面コピーの徹底を図るとともに、可能な場合は集約印刷も利用する。
- ⑪ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。
- ⑫ カラーコピーの使用は必要最小限とする。
- ⑬ 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用の徹底を図る。
- ⑭ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑮ 原則として、コピー機・プリンターの台数は増加させないようにするとともに、更新時には、台数削減の可否を検討する。
- ⑯ 本省においては、環境省環境マネジメントシステムにより把握しているコピー用紙の使用実態に注意し、前年度実績を上回らないよう、職員に対し①～⑭の取組を徹底するよう促す。

#### (7)再生紙などの再生品や合法木材の活用

政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、再生紙の使用等や、合法木材、再生品等の活用を行う。

#### (8) ハイドロフルオロカーボン（HFC）等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進、フロン類の排出の抑制、電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等を行う。

#### (9) その他

- ① 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、環境物品等の調達を推進するとともに、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契



約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。また、環境省が実施する総合評価落札方式による一般競争入札や企画競争において、事業者が ISO14001 又はエコアクション 21 等の環境管理体制を社内に設け、適切に運用していることを積極的に評価しうる評価基準を設定するなど、調達手続を通じて事業者による環境保全活動の働きかけを行う。

- ② 政府実行計画及び政府実行計画実施要領に沿って、その他温室効果ガスの排出の少ない製品・原材料の選択、製品の長期使用等、自動販売機の設置等の見直し、購入時の過剰包装の見直し、メタン（CH<sub>4</sub>）及び一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出の抑制を行う。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度目標（2013 年度比 25%減）の達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度目標（2013 年度比 1%増）の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ② 昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉じを徹底する。
- ③ プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源オフを徹底する。
- ④ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。
- ⑤ 始業前及び昼休み（12:00～13:00）は消灯する。日中、外光の採光状況に応じて、照明の照度を適切な水準に調整する。また、夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯するとともに、退庁時における不要な照明の消灯を徹底するための工夫を行う。
- ⑥ 上下階の移動は、階段を利用する。利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑦ 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑧ O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きい O A 機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。

- ⑨ 給湯器へのエコマイザー（廃熱交換機）の導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑩ 庁舎等に、施設規模等に応じてCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑪ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑫ 洗面台においては夏季は原則温水を使用しない。
- ⑬ 冬季を除き、洋式トイレの便座ヒーター及び温水機能を停止する。冬季においては、洋式トイレ個室にポスターを貼付し、トイレ使用後の便座のふた閉めを徹底する。
- ⑭ 本省においては、環境省フロアに導入されている電力計測システムのデータを活用し、フロア毎のエネルギー消費量が、前年度より着実に減少するよう、職員に対し、①～⑦及び⑩～⑫の取組の徹底を促す。

### イ 庁舎等における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度目標（2013 年度比 10%減）の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 水・湯の蛇口をこまめに閉める。
- ② 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ③ 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ④ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ⑤ 水漏れ点検を徹底する。
- ⑥ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

### (2) ごみの分別等

- ① 別紙 3 のゴミの分別マニュアル（平成28年10月大臣官房会計課）に従って、分別を徹底する。
- ② 個人用のごみ箱を順次減らしていく。

### (3) 廃棄物の減量

廃棄物の量（湿重量）<sup>6</sup>を 2013 年度比で 2020 年度までに増加させないこと及び廃棄物中の可燃ごみの量を 2013 年度比で 2020 年度までに増加させないことに向けて、以下の措置を講じる。

- ① 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

<sup>6</sup> 用紙類の使用量は含まれない。

- ③ リサイクルルート確保等を内容とする庁舎等ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ④ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑤ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用を積極的に推進する。
- ⑥ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎等にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑦ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、処理業者に再生利用を行うよう発注者として促す。
- ⑧ 施設の所在する地域で使用済物品等の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、使用済物品等の交換に積極的に協力する。
- ⑨ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑩ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

#### (4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

#### (5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 環境省が主催するイベントの実施に当たっては、照明の間引きや省エネタイプのスピーカー等の使用、太陽光・風力・バイオマス等のグリーン電力の活用、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用、リユースカップの使用等の取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際にも、可能な場合にはグリーン電力の活用を努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

## 4. ワークライフバランスの配慮

「環境省におけるワークライフバランスの推進と女性職員活躍のための取組計画」（平成27年2月2日ワークライフバランス推進本部決定）や「環境省職員の働き方・休み方改革プログラム」（平成28年7月25日ワークライフバランス推進本部決定）、「環境省における「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」（平成28年6月24日大臣官房秘書課）等に基づく業務効率化や超過勤務の削減、休暇の取得促進、テレワークの推進等の取組が、省CO<sub>2</sub>にもつながる対策であることを踏まえ、地球温暖化対策の観点からも、以下をはじめとするワークライフバランスに係る各種取組を推進する。これにより、本省においては、20時以降の電力消費量を8割削減する。

- ①17時15分以降の会議、発注、待機は原則として行わない。
- ②全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退庁する。特に水曜日（全省庁一斉定時退庁日）と金曜日（健康を考える日）は、原則として定時、遅くとも19時までに退庁する。
- ③全ての職員は、原則として、毎月1日以上の子次休暇を取得する。
- ④業務自体を削減することにより、そのための職員の活動に伴う環境負荷を減らすことができるため、優先度の低い業務の廃止を積極的に進める。 等

## 5. 職員に対する研修等

### (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等を積極的に受け入れ、情報の提供と共有を図る。

### (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

また、環境省の幹部職員の参加を募って家庭のエネルギー消費量を把握し、それを踏まえて各個人が目標を設定しながら率先実行に取り組む。

### (4) その他

職員一人一人が別紙4の「省CO<sub>2</sub>行動ルール」に基づく取組を実施する。

## **VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

- ① 本計画の推進・評価・点検を行うため、環境省実施計画推進タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置する。  
本計画の推進・評価・点検の管理統括は、事務次官が行う。  
タスクフォースの構成員は、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策局

長、地球環境局長、水・大気環境局長、自然環境局長、廃棄物・リサイクル対策部長、環境保健部長、放射性物質汚染対処技術統括官、原子力規制庁次長とする。

タスクフォースの下にワーキンググループを設置する。ワーキンググループの構成員は、大臣官房各課長、総合環境政策局総務課長、環境計画課長及び環境経済課長、地球環境局総務課長及び地球温暖化対策課長、水・大気環境局総務課長、自然環境局総務課長、廃棄物・リサイクル対策部企画課長、環境保健部企画課長、原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）とする。

タスクフォース及びワーキンググループの庶務は、地球環境局地球温暖化対策課が行う。タスクフォースの運営に当たっては、環境省環境マネジメントシステム設置要綱に基づき設置しているシステム運営部局長会議と連携を図ることとする。

- ② 本計画の点検結果については、タスクフォースにおいて、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

## VII. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

### 【省全体】

#### 環境省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	855,868	981,089	727,488	-15.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	8,300,050	8,766,275	7,510,873	-9.5%
電気	kg-CO2	7,165,737	7,472,596	6,361,034	-11.2%
(電気使用量)	kWh	13,245,380	14,040,600	11,627,294	-12.2%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.54	0.53	0.54	固定
電気以外	kg-CO2	1,134,313	1,293,679	1,149,839	1.4%
その他	kg-CO2	20,313	21,546	20,246	-0.3%
合計	kg-CO2	9,176,230	9,768,909	8,258,607	-10.0%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	20.3	20.8	40.1	
公用車の燃料使用量	GJ	12,250	14,013	10,413	-15.0%
LED照明の導入割合	%	20.2 (2015 年度値)		50.0	
用紙の使用量	t	195	190	176	-10.0%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	98	91	74	-24.8%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	16,745	16,803	16,979	1.4%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.94	0.82	0.82	-12.7%

※ 政府実行計画に基づき、環境省の船舶（那覇自然環境事務所、皇居外苑管理事務所）の使用に伴う排出及び環境省が福島県内で実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出は削減目標の対象外としているため、上記表の各数値に含まれていない。

※ 原子力規制庁における、旧独立行政法人原子力安全基盤機構との統合（2014年3月1日）及びその後の検査体制の強化に伴う自然増（2013年度比約11%増）から、LED照明の導入や働き方改革（残業時間縮減等）等による抜本的な省エネ強化により、温室効果ガスの総排出量を2020年度までに10%削減を目指すもの。なお、電気使用に伴う排出量では約11%の自然増、燃料使用に伴う排出量では約19%の自然増である。

【本府省】

環境省本省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	47,723	39,443	23,862	-50.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,151,011	1,080,730	832,805	-27.6%
電気	kg-CO2	987,447	916,574	685,598	-30.6%
(電気使用量)	kWh	2,560,890	2,316,004	1,778,060	-30.6%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.39	0.40	0.39	固定
電気以外	kg-CO2	163,564	164,156	147,208	-10.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	1,198,734	1,120,173	856,667	-28.5%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入 123,501kg-CO2
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③電力量計測システムの活用による電気使用量の管理
- ④高効率庁舎設備の導入（ターボ冷凍機の更新）
- ⑤温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ⑥次世代自動車比率 86.4%→95.5%化(原子力規制庁へのルートバス除くと 100%化)、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減 15,582 kg-CO2
- ⑦抜本的な働き方改革による 20 時以降の電気使用量を 8 割削減

【地方支分部局等】

地方環境事務所温室効果ガス削減計画

		2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
(単位)				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	743, 428	874, 144	654, 643	-11. 9%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3, 284, 497	3, 317, 453	2, 662, 146	-18. 9%
電気	kg-CO2	2, 772, 238	2, 789, 211	2, 201, 112	-20. 6%
(電気使用量)	kWh	4, 551, 848	4, 698, 617	3, 614, 093	-20. 6%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 61	0. 59	0. 61	固定
電気以外	kg-CO2	512, 260	528, 242	461, 034	-10. 0%
その他	kg-CO2	67	0	0	-100. 0%
合計	kg-CO2	4, 027, 993	4, 191, 597	3, 316, 789	-17. 7%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入 335, 666kg-CO2
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車比率 13. 3%→34. 3%化、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減 219, 501 kg-CO2
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑥各種主催会議でのカーボンオフセット
- ⑦公用車出張時のトレイン・パーク&ライドの実施
- ⑧テレビ会議の導入及び推進

○推進体制

- ①各地方環境事務所の対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。
- ②総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。



【地方支分部局等】

国民公園等管理事務所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	9,302	9,411	6,790	-27.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,183,146	990,521	1,005,338	-15.0%
電気	kg-CO2	1,018,832	818,039	857,455	-15.8%
(電気使用量)	kWh	1,945,634	1,836,147	1,637,457	-15.8%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.52	0.45	0.52	固定
電気以外	kg-CO2	164,315	172,482	147,884	-10.0%
その他	kg-CO2	20,246	21,546	20,246	-0.0%
合計	kg-CO2	1,212,694	1,021,478	1,032,375	-14.9%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入 83,224kg-CO2
- ② エネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車比率 29.4%→52.9%化、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減 2,512 kg-CO2
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 国民公園等管理事務所の対策の実施責任者は庶務科長とし、対策の徹底を図るため各科の長等で構成される委員会を設置する。
- ② 庶務科において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 庶務科長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、関係部署に対して設備改修等のハード対策の追加を講じるよう促すとともに、各科等にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

生物多様性センター温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	1,087	1,079	871	-19.9%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	128,210	160,784	94,014	-26.7%
電気	kg-CO2	128,178	160,326	93,984	-26.7%
(電気使用量)	kWh	244,148	259,847	179,017	-26.7%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.53	0.62	0.53	固定
電気以外	kg-CO2	33	458	30	-10.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	129,298	161,863	94,884	-26.6%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入 28,182kg-CO2
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④次世代自動車比率 100%の維持、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減  
208 kg-CO2
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①事務所の対策の実施責任者は管理科長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。
- ②管理科において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③管理科長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

環境調査研修所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	13	383	10	-19.3%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	447,403	430,253	341,109	-23.8%
電気	kg-CO2	367,349	360,610	269,061	-26.8%
(電気使用量)	kWh	699,713	679,114	512,497	-26.8%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.52	0.53	0.52	固定
電気以外	kg-CO2	80,054	69,644	72,049	-10.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	447,416	430,636	341,120	-23.8%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入 74,241kg-CO2
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③各種研修機器の適正使用
- ④次世代自動車比率 100%の維持、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減  
3 kg-CO2
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①環境調査研修所の対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。
- ②庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立水俣病総合研究センター温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	5,793	7,397	4,000	-30.9%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	975,120	951,500	893,219	-8.4%
電気	kg-CO2	949,676	928,291	870,319	-8.4%
(電気使用量)	kWh	1,551,758	1,514,341	1,422,090	-8.4%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.61	0.61	0.61	固定
電気以外	kg-CO2	25,444	23,209	22,900	-10.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	980,913	958,897	897,219	-8.5%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入 12,225kg-CO2
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車比率 66.7%→100%化、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用 1 割減 1,793 kg-CO2
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 CO2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 国立水俣病総合研究センターの対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

原子力規制庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	48,522	49,232	37,311	-23.1%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,130,660	1,835,033	1,682,241	48.8%
電気	kg-CO2	942,017	1,499,545	1,383,505	46.9%
(電気使用量)	kWh	1,691,389	2,736,530	2,484,079	46.9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.56	0.55	0.56	固定
電気以外	kg-CO2	188,643	335,488	298,736	158.4%
その他	kg-CO2	0	0	0	-
合計	kg-CO2	1,179,182	1,884,265	1,719,552	45.8%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入 71,858kg-CO2
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③朝9時以前及び昼休み(12:00~13:00)の消灯
- ④次世代自動車比率18.2%→40.0%化、燃費の良い同車種への切替え、公用車使用1割減 11,921 kg-CO2
- ⑤超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ①対策の実施責任者は、長官官房参事官(会計担当)とする。
- ②長官官房参事官(会計担当)付において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③長官官房参事官(会計担当)は、上記目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化を指示する。

## 省エネルギー診断実施の対象施設

環境省が管理する庁舎等のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

### ○第 1 段階：2017 年 9 月末までに実施

- ・中央合同庁舎第 5 号館

### ○第 2 段階：2018 年度から 2019 年度までに実施

- ・環境調査研修所
- ・生物多様性センター
- ・国立水俣病総合研究センター
- ・水俣病情報センター
- ・トキ保護センター
- ・大雪山国立公園層雲峡集団施設地区
- ・阿寒国立公園阿寒湖畔集団施設地区
- ・支笏洞爺国立公園洞爺湖集団施設地区
- ・ウトナイ湖鳥獣保護センター
- ・十和田八幡平国立公園休屋集団施設地区
- ・三陸復興国立公園浄土ヶ浜集団施設地区
- ・富士箱根伊豆国立公園田貫湖集団施設地区
- ・瀬戸内海国立公園五色台集団施設地区

## LED照明導入対象施設リスト

環境省としては、環境省本省全フロアLED化の早期実現を目指すとともに、2015年度時点で設置・更新後15年以上経過した照明を有する以下の施設において2020年度までに当該照明のLED化に努めることとする。地方合同庁舎、自治体所有施設、民間ビルに入居している場合は、施設管理者にLED化を働きかけることとする。

組織名	施設名称	LED照明の導入割合	
		2015年度実績	2000年以前に設置の照明の2020年時点のLED化率目標

## 【本府省】

環境省本省	中央合同庁舎第5号館	15.7%	100.0%
-------	------------	-------	--------

## 【地方環境事務所】

北海道地方環境事務所	水鳥観察館（観察舎）	0.0%	100.0%
北海道地方環境事務所	国指定天売島鳥獣保護区管理センター（天売島獣管理棟）	0.0%	100.0%
北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所	稚内地方合同庁舎	0.0%	100.0%
北海道地方環境事務所東川自然保護官事務所	東川自然保護官事務所	0.0%	100.0%
北海道地方環境事務所上士幌自然保護官事務所	上士幌自然保護官事務所	0.0%	100.0%
北海道地方環境事務所	支笏湖ビジターセンター	57.6%	100.0%
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所釧路湿原自然保護官事務所	塘路湖エコミュージアムセンター	17.9%	100.0%
えりも自然保護官事務所	東洋生活館	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	北駐車場公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	一の宮公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	十和田湖郵便局裏公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	広場前公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	薦温泉園地ビジターセンター	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	生出園地和井内公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	生出野営場管理棟	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	下北西部鳥獣保護区監理舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	小湊鳥獣保護区管理棟	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所盛岡自然保護官事務所	盛岡合同庁舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所八戸自然保護官事務所	八戸圏域水道企業団内丸庁舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所鹿角自然保護官事務所	鹿角自然保護官事務所	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	後生掛野営場管理棟	46.8%	100.0%
東北地方環境事務所西目屋自然保護官事務所	西目屋自然保護官事務所	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	白神山地世界遺産センター西目屋館	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所藤里自然保護官事務所	藤里自然保護官事務所	6.2%	100.0%
東北地方環境事務所	白神山地世界遺産センター藤里館	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所宮古自然保護官事務所	宮古自然保護官事務所	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所石巻自然保護官事務所	石巻法務合同庁舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所秋田自然保護官事務所	秋田第二合同庁舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	大湯草原鳥獣保護区観察舎	2.7%	100.0%
東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所	鳥海南麓自然保護官事務所	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	猛禽類保護センター	63.1%	100.0%
東北地方環境事務所	五色沼東公衆トイレ	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所	裏磐梯自然保護官事務所	17.6%	100.0%
東北地方環境事務所	月山ビジターセンター	75.6%	100.0%
東北地方環境事務所羽黒自然保護官事務所	羽黒自然保護官事務所	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所	仙台第二合同庁舎	0.0%	100.0%
東北地方環境事務所東北環境パートナーシップオフィス	仙台第二合同庁舎	0.0%	100.0%

関東地方環境事務所	日光自然環境事務所	日光自然環境事務所	67.4%	100.0%
関東地方環境事務所	日光自然環境事務所	光徳集団施設地区公衆トイレ	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	日光自然環境事務所	湯元集団施設地区・第一駐車場内公衆トイレ	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	日光自然環境事務所	日光湯元・ビジターセンター	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	日光自然環境事務所	日光湯元・ボランティアハウス	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	箱根自然環境事務所	箱根自然環境事務所（車庫兼倉庫）	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	新瀧事務所	佐瀧水鳥・湿地センター	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	檜枝岐自然保護官事務所	尾瀬沼ビジターセンター	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	檜枝岐自然保護官事務所	尾瀬沼ビジターセンター（管理員事務所）	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	奥多摩自然保護官事務所	奥多摩自然保護官事務所	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	小笠原自然保護官事務所	小笠原自然保護官事務所	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	南アルプス自然保護官事務所	南アルプス自然保護官事務所	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	伊豆諸島自然保護官事務所	伊豆諸島自然保護官事務所	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所		伊豆諸島自然保護官事務所	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	沼津自然保護官事務所	田貫湖ふれあい自然塾 展示棟	47.7%	100.0%
関東地方環境事務所	沼津自然保護官事務所	田貫湖ふれあい自然塾 管理棟	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	沼津自然保護官事務所	田貫湖ふれあい自然塾 レクチャー棟	46.5%	100.0%
関東地方環境事務所	沼津自然保護官事務所	田貫湖ふれあい自然塾 ゴミ処理棟	0.0%	100.0%
関東地方環境事務所	下田自然保護官事務所	下田自然保護官事務所	0.0%	100.0%
中部地方環境事務所		中部経済産業局総合庁舎	0.0%	100.0%
長野自然環境事務所		立山センター	0.0%	100.0%
長野自然環境事務所		雷鳥沢管理休憩所	10.0%	100.0%
中部地方環境事務所	白山自然保護官事務所	市ノ瀬ビジターセンター	79.0%	100.0%
中部地方環境事務所	志摩自然保護官事務所	志摩自然保護官事務所	0.0%	74.0%
中部地方環境事務所	志摩自然保護官事務所	横山ビジターセンター	45.8%	52.7%
中部地方環境事務所	長野自然環境事務所	万座自然保護官事務所	0.0%	100.0%
中部地方環境事務所	長野自然環境事務所	万座自然保護官事務所（旧）	0.0%	100.0%
中部地方環境事務所	長野自然環境事務所	万座公衆トイレ	0.0%	100.0%
長野自然環境事務所		立山自然保護官事務所	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		近畿地方環境事務所	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		加太集団施設地区 管理棟	0.0%	5.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 便所（駐車場横）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 便所（野営場）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 休憩舎（テニスコート横）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 休憩所（野営場）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 管理棟	1.8%	100.0%
近畿地方環境事務所		南淡路集団施設地区 ゴミ庫（野営場）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		熊野自然保護官事務所	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 公衆便所（旧テニスコート横）（現在は改修され倉庫になっています）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 トイレ（キャンプ場下）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 博物展示施設SCVC	72.4%	73.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 附帯倉庫1F・休憩所2F	0.0%	46.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 竹野SC会議室1F休憩所2F	0.0%	40.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 公衆トイレ（園地サテ-棟）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		竹野集団施設地区 トイレ（スナックセンター前）	0.0%	100.0%
近畿地方環境事務所		琵琶湖水鳥・湿地センター	0.0%	43.0%
近畿地方環境事務所		田辺自然保護官事務所	0.0%	100.0%
中国四国地方環境事務所		岡山第2地方合同庁舎	0.0%	100.0%
中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所	米子地方合同庁舎	0.0%	100.0%
中国四国地方環境事務所	高松事務所	高松第一生命ビル新館（6F・7F）	5.9%	100.0%
中国四国地方環境事務所	高松事務所	四国環境パートナーシップオフィス（高松第一生命ビル新館（3F））	7.7%	100.0%
九州地方環境事務所	福岡事務所	福岡合同庁舎本館	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	対馬自然保護官事務所	対馬自然保護官事務所（対馬野生生物保護センター）	0.0%	50.0%



九州地方環境事務所五島自然保護官事務所	福江地方合同庁舎	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	第1駐車場横公衆トイレ	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	身障者用公衆トイレ	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	公衆トイレお山の情報館別館前広場	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙お山の情報館別館	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場管理棟	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場公衆トイレフリーサイト横	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場公衆トイレ広場横	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場公衆トイレ池の近く	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場炊事等フリーサイト横	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場炊事棟広場横	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙温泉白雲の池野営場炊事棟池の近く	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙諏訪の池ビジターセンター	0.0%	9.0%
九州地方環境事務所雲仙自然保護官事務所	雲仙諏訪の池ビジターセンター	0.0%	9.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場フリーサイト上	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場炊事棟フリーサイト中	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場炊事棟フリーサイト下	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場炊事棟常設テント	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場トイレ中央	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場トイレフリー	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場トイレ常設テント前	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪の池野営場トイレ奥の園地	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所天草自然保護官事務所	天草自然保護官事務所	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所	世界遺産センター	81.3%	84.3%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	公衆トイレ(第1駐車場)	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	公衆トイレ(第2駐車場)	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	公衆トイレ(ピクニック広場)	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿園地公衆トイレ(東側)	22.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿園地休憩所	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿野営場 管理棟	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿野営場 ごみ収集場棟	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿野営場 炊事棟	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所鹿児島自然保護官事務所	指宿野営場 トイレ・シャワー棟	0.0%	100.0%
くじゅう自然保護官事務所	泉水公衆トイレ	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所奄美自然保護官事務所	奄美野生生物保護センター	12.0%	100.0%
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所やんばる自然保護官事務所	やんばる野生生物保護センター	0.0%	75.0%
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所西表自然保護官事務所	西表野生生物保護センター 本館	25.7%	62.9%
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所西表自然保護官事務所	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター実証地域管理施設大原詰所	0.0%	100.0%
環境省北海道環境パートナーシップオフィス	大五ビル	0.0%	100.0%
くじゅう自然保護官事務所	くじゅう自然保護官事務所	9.1%	100.0%
くじゅう自然保護官事務所	長者原ビジターセンター	27.2%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	えびの自然保護官事務所	94.4%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	えびの自然保護官事務所車庫	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	小林庁舎	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	えびの高原キャンプ村トイレ(2箇所)	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所えびの自然保護官事務所	えびの高原キャンプ村炊事場	0.0%	100.0%
九州地方環境事務所	雲仙諏訪野池野営場管理棟	0.0%	100.0%

### 【国民公園管理事務所】

北の丸公園(皇居外苑管理事務所北の丸分室)	管理事務所棟	0.0%	25.0%
北の丸公園(皇居外苑管理事務所北の丸分室)	職員詰所	0.0%	62.5%
北の丸公園(皇居外苑管理事務所北の丸分室)	車庫	0.0%	50.0%
北の丸公園(皇居外苑管理事務所北の丸分室)	休憩所(フォレスト北の丸)	40.8%	61.4%

北の丸公園（皇居外苑管理事務所北の丸分室）	倉庫（第二倉庫）	0.0%	25.0%
北の丸公園（皇居外苑管理事務所北の丸分室）	倉庫（第一倉庫）	0.0%	93.8%
北の丸公園（皇居外苑管理事務所北の丸分室）	ごみ倉庫（集積所）	0.0%	33.3%
新宿御苑管理事務所	新宿御苑管理事務所	0.0%	92.6%
新宿御苑管理事務所	菊事務所	2.5%	100.0%
新宿御苑管理事務所	保存協会事務所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	インフォメーションセンター	10.7%	100.0%
新宿御苑管理事務所	食堂	2.2%	100.0%
新宿御苑管理事務所	旧洋館御休所	97.3%	100.0%
新宿御苑管理事務所	楽羽亭	95.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	翔天亭	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	西休憩所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	レストハウス	71.1%	100.0%
新宿御苑管理事務所	大木戸休憩所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	千駄ヶ谷休憩所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	便所（西休憩所）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	便所（千駄ヶ谷門）	65.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	便所（中央休憩所）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	便所（駐車場）	50.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	身障者便所（駐車場）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	便所（事務所東）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	男子便所（新宿門東）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	女子便所（新宿門東）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	庭園詰所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	倉庫（車庫）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	倉庫（枝焼場）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	焼却炉上屋	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	倉庫（焼却所）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	倉庫-2（焼却所）	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	ボイラー室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	栽培温室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	温室鉢置場	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	温室培養土調整室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	温室作業室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	メリクロン室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	菊培養土調整室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	菊温室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	菊温室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	菊温室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	培養土調整室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	よしず倉庫	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	ポンプビット室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	ボイラー室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	ポンプ機械室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	菊ポンプ室	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	新宿門券売所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	千駄ヶ谷門券売所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	新宿門衛所	0.0%	100.0%
新宿御苑管理事務所	大木戸門衛所	0.0%	100.0%
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所	千鳥ヶ淵戦没者墓苑	17.9%	63.9%

### 【生物多様性センター】

生物多様性センター	生物多様性センター	0.0%	100.0%
-----------	-----------	------	--------

### 【環境調査研修所】

環境調査研修所	本館ほか6棟	15.5%	93.8%
---------	--------	-------	-------

### 【水俣病総合研究センター】

国立水俣病総合研究センター	管理研究棟、臨床棟、リハビリ棟、外構設備、RI棟、R・R・B棟、国際研究協力棟、共同研究実習棟、SPF動物実験棟、中大動物実験棟、特殊廃液処理棟、中毒系焼却炉、浄化槽機械室、ポンプ室	10.7%	26.5%
国立水俣病総合研究センター	水俣病情報センター	88.1%	88.1%

### 【原子力規制庁】

原子力規制庁本庁	六本木ファーストビル	1.2%	6.4%
長官官房 放射線防護グループ 放射線対策・保障措置課 保障措置室	東海（開発試験棟、機械棟）	0.0%	100.0%
長官官房 放射線防護グループ 放射線対策・保障措置課 保障措置室	東海保障措置分析所施設	17.9%	100.0%
原子力規制庁本庁	佐世保市放射能安全対策本部	0.0%	100.0%
泊原子力規制事務所	岩内宿舎	0.0%	100.0%
地域原子力規制総括調整官（青森担当）	青森合同庁舎	0.0%	100.0%
柏崎刈羽原子力規制事務所	柏崎駅前宿舎	0.0%	100.0%
東海・大洗原子力規制事務所	東海宿舎	0.0%	100.0%
川崎原子力規制事務所	神奈川県川崎オフサイトセンター	0.0%	100.0%
横須賀原子力規制事務所	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	0.0%	100.0%
志賀原子力規制事務所	志賀宿舎	0.0%	100.0%
伊方原子力規制事務所	愛媛県八幡浜庁舎	0.0%	100.0%
愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所	愛媛県八幡浜庁舎	0.0%	100.0%
核セキュリティ・核物質防護室北海道分室	札幌第1合同庁舎	0.0%	100.0%
核セキュリティ・核物質防護室東北分室	仙台第2合同庁舎	0.0%	100.0%
核セキュリティ・核物質防護室近畿分室	0MMビル	0.0%	100.0%
核セキュリティ・核物質防護室中国分室	広島合同庁舎3号館	0.0%	100.0%
核セキュリティ・核物質防護室四国分室	高松第一生命ビル新館	11.1%	100.0%

# ゴミの分別マニュアル

(平成28年10月)

## I 資源ゴミ (リサイクルゴミ)

### 1 用紙類

- ①コピー用紙等「一般書類等」 ●O A用紙 ●コピー用紙  
 ②雑誌类等 ●雑誌 ●書籍 ●カタログ等 ●はがき  
 ●封筒 ●コピー用紙の包装紙  
 ③新聞紙 ●新聞紙 ●折込広告等のチラシ

用紙分別BOX



- ①コピー用紙等「重要書類等」 ●O A用紙 ●コピー用紙  
 ②雑誌类等 ●シュレッダーの紙 (原則エコポストに廃棄できない紙質の重要書類)

エコポスト

用紙分別BOX付近

### 2 ペットボトル

- ペットボトル → 「キャップ等」は「燃やさないゴミ」へ廃棄

(※)「キャップとラベル」を外すこと

ペットボトルBOX  
缶・ビンBOX

### 3 缶

- スチール缶 ●アルミ缶

### 4 ビン

- ビン

### 5 紙パック

(※)洗って、開いて、(できれば乾燥後)

- 牛乳パック ●ジュース・烏龍茶・コーヒー等の紙パック  
 (※)内側がアルミコーティングされている容器は  
 「燃やさないゴミ」へ廃棄

牛乳パック回収BOX



### 6 乾電池

- マンガン電池 ●アルカリ電池 ●リチウム電池  
 (※)各フロア南側ゴミステーションにBOXを設置

廃乾電池リサイクルBOX



### 7 ダンボール

ダンボール置き場

## II その他のゴミ (環境マネジメントシステム監視測定項目)

### 8 一般可燃ゴミ

- 包装紙 ●ティッシュペーパー ●紙コップ等  
 ●菓子等の除湿剤 ●セロテープ ●割り箸 ●布類  
 ●リサイクル可の紙類でも汚れたもの  
 (※)コピー用紙やチラシを廃棄しないこと

可燃ゴミBOX



### 9 燃やさないゴミ

- ビニール・プラスチック製品 ●ペットボトルのキャップ等  
 ●消しゴム ●ボールペン ●カッター ●発泡スチロール  
 ●写真 ●銀紙 ●朱肉

不燃ゴミBOX



(※)5号館内売店等で購入した弁当等の容器は当該店舗のゴミ回収ボックスへ

弁当容器の回収を行っている業者の容器は給湯室へ(業者が回収)  
 省外店舗の資源ゴミを発生する弁当等の購入は極力控えること

(※)使用できなくなった金属製事務用品等(ホチキス、ダブルクリップ、スタンプ等)は、各フロア南側ゴミステーション設置の小物金属回収BOXへ廃棄

## 環境省職員の省CO2行動ルール

環境省職員は、環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成 29 年 3 月 24 日環境省）等に掲げられた対策のうち、職員一人一人が実施できる以下の取組を行うこととする。

## 1. 公用車等の効率的利用

公用車の使用を 1 割削減するため、下記の取組を徹底する。

- 電話やメールで対応できる場合は外出を控える。
  - テレビ会議を積極的に活用する。
  - 業務時の移動は、可能な限り、徒歩、自転車、鉄道・バス等の公共交通機関を利用。  
本省においては、東京駅、羽田空港、成田空港には、原則として公共交通機関を利用。
  - やむを得ず公用車を利用する際には、複数の公用車が選択可能な場合は燃費のより良い車を選択。複数の公用車を同時に使用する場合は、運行距離の最も長いものに最も燃費の良い車を配車。
  - 本省においては、毎月第一月曜日は、公用車の使用を終日自粛。
  - 不要不急のタクシー利用を抑制。タクシーを利用する際には原則ハイブリッド車等のエコタクシーを利用。タクシーの相乗りの実施。
- ※警備上支障がある場合や業務上支障がある場合は対象外。

## 2. エネルギー使用量の抑制

- 夏季は「クールビズ」、冬季は「ウォームビズ」を実施。
- 昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉じを徹底。
- プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源オフを徹底。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止。
- 始業前及び昼休み（12：00～13：00）は消灯。日中、外光の採光状況に応じて、照明の照度を適切な水準に調整する。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯。
- 上下階への移動は階段を利用。
- 冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめる。
- 洗面台においては夏季は原則温水を使用しない。
- 冬季を除き、洋式トイレの便座ヒーター及び温水機能を停止。冬季においては、トイレ使用後の便座のふた閉めを徹底。

### 3. 節水等の推進

- 水・湯の蛇口をこまめに閉める。

### 4. 用紙の使用量の削減

用紙の使用量を1割削減するため、下記を取組を徹底する。

- 情報は基本的にメール等で電子的に共有。
- 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理。
- 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、傍聴者への配布資料を削減。
- 外部の会議室を審議会等で利用する場合には、原則Wi-Fiが利用できる場所を選択。
- 局内・地方環境事務所内等の会議又は事業者との打合せは、プロジェクターや携帯可能なパソコン等を利用し、原則ペーパーレス化。
- 電子決裁の推進。また、電子決裁時には決裁文書等は極力電子上で確認し、用紙の使用を抑制する。
- 両面コピーの徹底と、可能な場合は集約印刷も利用。
- 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピー。
- カラーコピーの使用は必要最小限。
- 不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）は再使用。
- 使用済み封筒の再使用。

### 5. ごみの分別

- ゴミの分別マニュアル（平成28年10月大臣官房会計課）に従って分別を徹底。

### 6. 廃棄物の減量

- 使い捨て製品の使用や購入の抑制。
- マイバック等を活用し、レジ袋を辞退。
- 簡略に包装された商品の選択、購入。
- シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限。

### 7. ワークライフバランスの配慮

- 17時15分以降の会議、発注、待機は原則として行わない。
- 全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退庁。特に水曜日（全省庁一斉定時退庁日）と金曜日（健康を考える日）は、原則として定時、遅くとも19時までに退庁。
- 全ての職員は、原則として、毎月1日以上の子次休暇を取得。 等